

畠田ナベタ遺跡出土の帶金具について

熊谷 葉月 小嶋 芳孝

金沢西部第二土地区画整理事業に係る畠田ナベタ遺跡の発掘調査は平成11年度より行われている。今年度の調査では、9世紀中ごろの建物に付属する溝から、文様を浮き彫りにした帶金具が出土した。本文では、この資料に関して、現段階での調査状況を報告する。(巻頭カラー写真1 参照)

遺跡の概要

畠田ナベタ遺跡は金沢市北部の沖積平野に位置し、約1km北には、古代から外港であったとされる金沢港が日本海に臨む。古代における当遺跡は、8世紀後半から10世紀まで存続するが、9世紀前半に遺構と遺物が集中する傾向が見られ、この時期に最も繁栄していたものと考えられる。現在、建替えを含めて60棟以上の掘立柱建物跡、20基以上の井戸跡などが確認されているが、大半がこの時期に属している。調査区西端を南北に貫流する河川跡は水上交通にも利用されたものと思われ、墨書きを含む多量の土器、付札木簡、獸骨・斎串などの祭祀遺物などが出土している。

文献：「金沢西部第2土地区画整理事業に係る発掘調査」『石川県埋蔵文化財情報 第6号』 2001

出土状況

帶金具は、幅約50cm、深さ約20cm、南北方向に軸をとる浅い溝(SD444)の上層から出土した。この溝の西側には同じ方向軸をもつ梁行2間×桁行3間の掘立柱建物跡が検出されている。溝はこの建物に付属した可能性が考えられる。共伴する土器は、遺跡のピークと同じく、9世紀前半に属するものである。

この地区は、南北方向に軸を持つ建物が数棟、50mにわたり軒を連ねる状況が検出されたエリアである。建物は建替えが2、3回行われているようであるが、前半から中頃を中心とする9世紀代に収まるものと考えられる。この遺跡の中でも重要な地点のひとつであり、帶金具出土の溝を伴う建物は、このエリアの南端にあたる。

1 帯金具の概要

帶金具の形状(第1図)

方形で垂孔をもつ「巡方」で、縦18mm、横19mm、厚さ2mm、重さ2.3gである。左右上下隅が欠損し、とくに右端は全体に削られたような損傷が見られるものの、ほぼ原形をとどめている。実測図断面に示した通り、板状を呈している。裏面の縁も少し腐食しているために断定しかねるが、箱状ではないものと考えられる。裏面には、革帯に装着するための鋲の痕跡が四隅に存在し、鋲痕の周囲にも革帯の漆が付着した痕跡が残る。革帯をはさむ座金は残っていなかった。

製作技法

鋳造により、文様が浮き彫りにされた青銅の地金に黒漆を接着剤として金箔を貼っている。(第2図) 箔を文様に圧着させたあと、壅み部分に黒漆をのせ、文様が箔の金色で浮きたつのような効果が工



第1図 帯金具実測図(原寸)

夫されているものと思われる。ルーペなどの拡大鏡による肉眼観察でも製作の際の痕跡をいくつか観察することができ、細かい凹凸に箔を圧着させるため、箔の上から押しあてた工具痕や箔のしわが見られた。箔がはがれた箇所からは、金箔の上と金箔と地金の間の漆の2層が確認できた。また文様面の地金が露出している上下の縁どり部分では、細かい刻みや粒状の傷が見られる。箔を接着するための漆がのりやすくするためにある可能性が考えられる。

文 様

文様は側面から見た花文を中心配し、周囲に唐草文を展開させている。限られた小さな空間に配置するため、デフォルメされたものと思われるが、中国・唐代に流行し、日本でも奈良・平安時代を中心とした美術品や寺院の装飾に多く採り入れられた、宝相華唐草文に類するものと考えられる。数種の美術史事典などを調べた結果、宝相華は想像上の花、あるいは様々な花を組み合わせて象徴的に創造された文様であり、現存するものに特定できないとあった。この資料の花文は一見、三葉文やパルメット文を連想させ、左右対称の形状のようであるが、よく観察すると右側の花弁が左側の上に重なっている。また、垂孔の幅の中心より、花文の中心が若干左側にずれていることがわかる。唐草文の巻きの方向は左右対称であるが、トレースを反転して重ねてみるとやはり若干のズレが見られる。

また、想定復元図は、唐草文の欠損部分を補うために左右対称なものとして復元したので、幅が実寸よりも若干小さくなっている。(第3図)

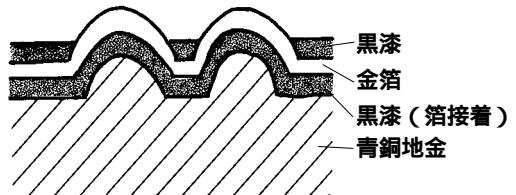
地金の自然科学分析

奈良文化財研究所に資料を持込み、蛍光X線分析を行った結果、地金は銅と錫の合金であることがわかった。銅の軟性を高め、細工をしやすくするための物質として、当時の日本製の青銅製品に多く含まれている砒素やアンチモンがほとんど含まれておらず、かわりに錫が多く含有されていることから、国内製ではない可能性が高いというコメントを頂いた。

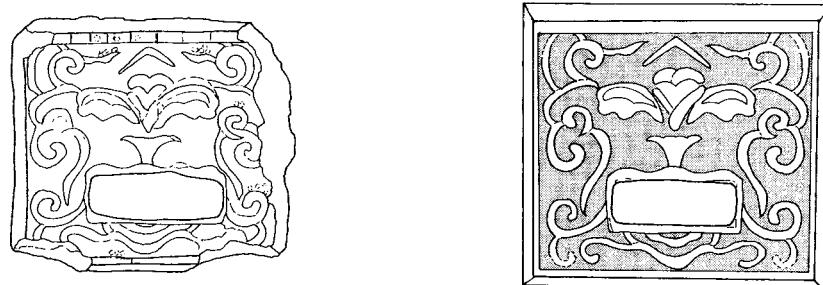
金箔の成分分析の結果は金と微量の銀の合金であった。

漆、金箔、地金とも破壊を伴う分析は行っておらず、成分比率、産出地などは未解明である。

(熊谷葉月)



第2図 断面模式図



第3図 帯金具実測図（2倍）と想定復原図（網かけは黒漆部分）

2 帯金具の系譜について

畠田ナベタ遺跡で出土した帯金具を最初に見た時は、文様が女真の金具に多い生命樹と似ている印象を持った。しかし、クリーニングが進んで文様が鮮明になると共に、花文の左右に唐草文を配した文様であることが明らかになった。この種の文様を持つ帯金具を手元の資料で調べたところ、唐代の金帯や銀帯には類似した文様をもつ帯金具が出土していないことが判ってきた。一方で、中国の内蒙古自治区や吉林省、ロシア沿海地方の8～9世紀代の遺跡から、花文の左右に唐草文を配した模様をもつ帯金具の出土していることが判った。

検討の結果、畠田ナベタ遺跡の帯金具と共に文様を北中国やロシア沿海地方の渤海から遼代の帯金具に見ることができ、また、日本製帯金具には少量しか含まれない錫成分が多く含まれていることなどから、畠田ナベタ遺跡の帯金具は中国北部で製作された可能性が高いと判断して記者発表に臨んだ。本稿は、記者発表に備えて検討した資料と、その後に入手できた新たな資料を交えて、現段階での問題点を整理するものである。

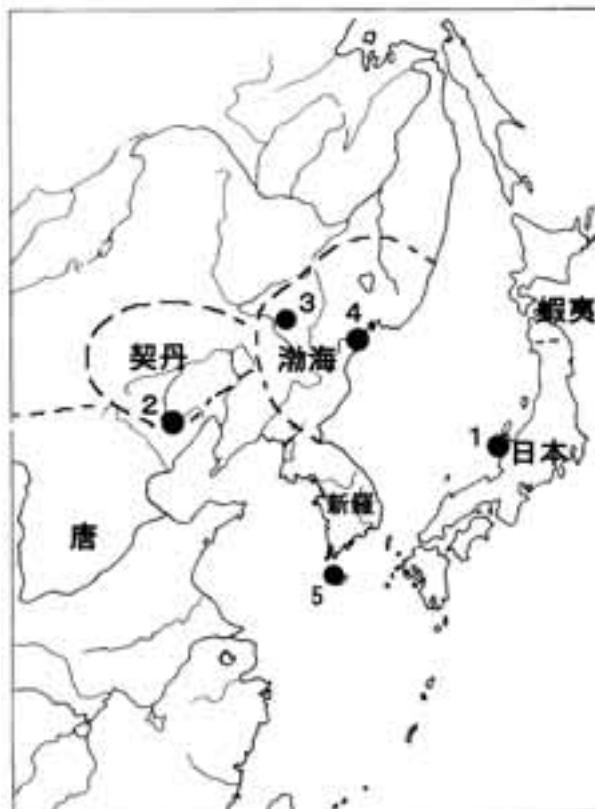
(1) 資料の検討

製作技術 畠田ナベタ遺跡出土帯金具は、銅地金に漆で金箔を張り、文様の窪みに黒漆を置いている。このような技法で製作された帯金具は、現時点では日本はもとより中国、韓国、北朝鮮、ロシアで類例を検出することはできなかった。

成 分 帯金具が畠田ナベタ遺跡から出土して、当センターの保存処理室で蛍光X線分析により定性分析をおこなった。その結果、地金の成分に銅と錫が含まれていることが判り、青銅であることが明らかになった。その後、奈良文化財研究所にお願いした非破壊定性分析の結果でも、銅と錫の合金というデータが出ている。8・9世紀の国産青銅器は錫の含有量が低く、錫の代用にアンチモンやヒ素などを使用していたことが最近の研究で判明している。畠田ナベタ遺跡の帯金具はアンチモンが含まれず錫の含有量が高いことから、外国産の帯金具である可能性が高いとの判断に達した。

文 様 畠田ナベタ遺跡出土帯金具の文様は、中央花文の両脇に唐草文を置いている。

国産の帯金具は無文を原則としており、花文や唐草文をもつ事例は未検出である。このような構成の文様は、中国東北地方とロシア沿海地方、韓国済州島で類例がある。



第4図 帯金具の出土遺跡と9世紀の北東アジア
1 畠田ナベタ遺跡 2 李家営子遺跡・沙子沟遼墓
3 查里巴遺跡 4 クラスノキ土城
5 龍潭洞遺跡

查里巴遺跡（中国吉林省永吉県）

第二松花江右岸の微高地にある遺跡で、42基の土壙木槨墓と3基の石室墓が調査されている。M19号墓から鍍金した帶金具が出土しており、その表面に花文と唐草文が置かれている。埋葬施設は木槨土壙墓で、小型の黒色壺（第5左図8）が共伴している。查里巴遺跡では7世紀後半から9世紀にかけて墓地が造営されており、M19の所属年代は出土した土器をもとに8世紀後半から9世紀初頭と考えている。

文献：吉林省文物考古研究所「吉林省查里巴靺鞨墓地」『文物』1995年9期

李家営子遺跡（中国内モンゴル自治区敖漢旗）

1975年、水路工事中に二箇所で金器を含む多量の遺物が出土。人骨が出土しており、二箇所の墓地遺構と推定されている。また、石材が出土していないことから、埋葬施設は土壙墓の可能性が高いと報告されている。

1号墓からは銀壺2点、銀盤、銀杯、銀勺が各1点など、銀製品を主体として出土している。2号墓からは、金帯飾99点、銅金屬1点、小銀環1点、瑪瑙玉2点、鍍金銅盤1点などが出土している。報告では、多量の帶金具から代表的な資料を選んで一枚の写真に撮って掲載されているだけで、全体の様子をうかがうことはできない。写真には、鉸具3点・飾金具8点・鉈尾2点が掲載されており、このうち飾金具と鉈尾に花文と唐草文を組み合わせた文様がある。写真を主とした簡単な報告のため詳細を知ることはできないが、金帯飾という記載から金製品と思われる。報告では、1号墓から出土した銀壺の形状が何家村遺跡（中国陝西省西安市）出土例と類似していることを根拠に、李家子遺跡の年代を9世紀代に推定している。

文献：敖漢旗博物館「敖漢旗李家営子出土的金銀器」『考古』1978年2期

沙子溝遼墓（中国内モンゴル自治区敖漢旗）

沙子溝1号墓から、鍍金した帶金具が出土している。埋葬施設は磚積みの横穴式墓室で、多量の帶金具と馬具、銅鏡、土器が出土している。帶金具は鍍金した物が多く、第6図に掲載した帶金具11には唐草文が置かれている。11は3.6×3.2cmの小型巡方で、幅3.2cmの布を挟んでいる。表面は鍍金され、上板と下板の両面に方形透かしと花文の左右に唐草文がある。この帶金具は、小型品であることと上下の板表面に文様があることから、主帶から垂下する下げ帯の末端につけられた金具の可能性がある。

副葬品に白磁の玉縁碗や輪花皿があり、碗の体部下半が露胎であることや輪高台などから日本の編年観ではこれらの白磁を11世紀前半に比定でき、埋葬の時期を考える手懸りとなる。

文献：敖漢旗文物管理所「内蒙古敖漢旗沙子溝、大横沟遼墓」『考古』1987年10期

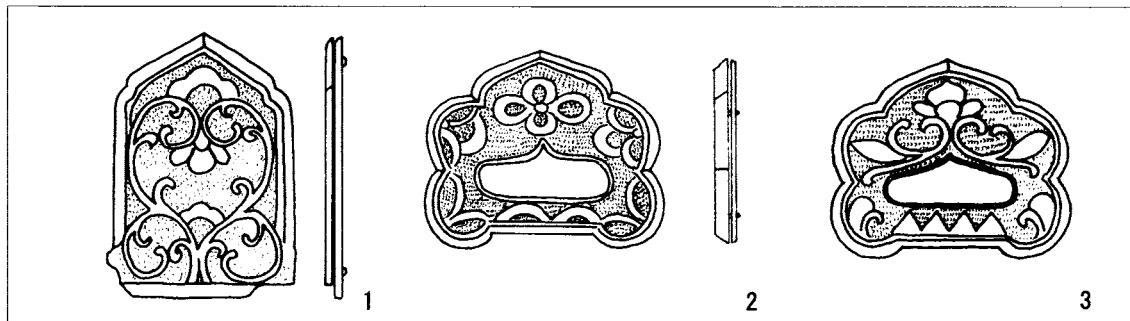
クラスキノ土城（ロシア沿海地方ハサン区クラスキノ村）

中朝国境を流れる図們江から約20km東にある。エクスペディツイン湾の奥に広がる低湿地に造営されており、一辺が約300mの略四辺形に城壁がめぐっている。この遺跡の上層から、花文と唐草文を伴う丸鞆と鉈尾が各一点出土している。クラスキノ土城の上層は9世紀から10世紀初頭に比定されており、この帶金具は10世紀初頭前後の可能性がある。本資料は未公表であるが、ロシア科学アカデミー極東支部歴史学考古学民族学研究所のボルデイン氏ほかの配慮により、実地に観察することができた。

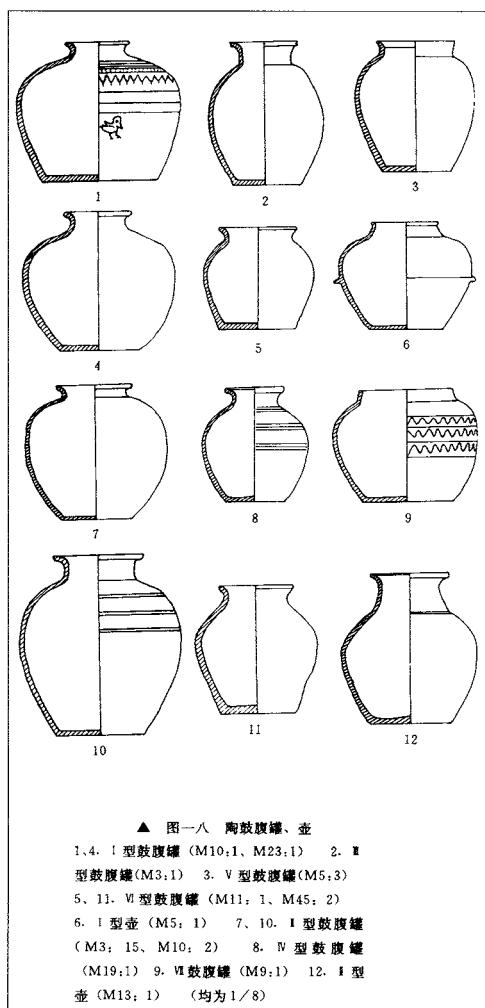
文献：V.I.ボルデイン「クラスキンスコイエ土城をめぐる発掘調査史」『「日本道」関連渤海遺跡の考古学的調査』青山学院大学文学部史学科田村晃一研究室2001年

龍潭洞遺跡（韓国済州市）

遺跡は済州島の北海岸中央部にある済州市の海岸段丘上に位置する。発掘調査では明瞭な遺構が検

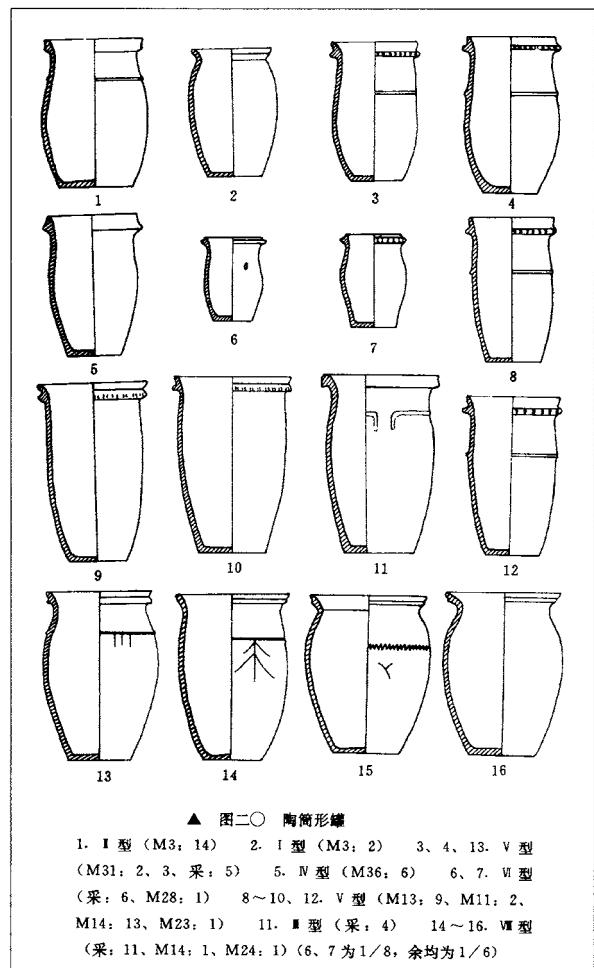


带金具 (M19)



▲ 图一八 陶鼓腹罐、壺

1、4. I型鼓腹罐 (M10; 1、M23; 1) 2. II型鼓腹罐 (M3; 1) 3. V型鼓腹罐 (M5; 3)
5、11. VI型鼓腹罐 (M11; 1、M45; 2) 6. I型壺 (M5; 1) 7、10. I型鼓腹罐 (M3; 15、M10; 2) 8. IV型鼓腹罐 (M19; 1) 9. VI型鼓腹罐 (M9; 1) 12. II型壺 (M13; 1) (均为1/8)



▲ 图二〇 陶筒形罐

1. I型 (M3; 14) 2. I型 (M3; 2) 3、4、13. V型 (M31; 2、3、采: 5) 5. IV型 (M36; 6) 6、7. VI型 (采: 6、M28; 1) 8~10、12. V型 (M13; 9、M11; 2、M14; 13、M23; 1) 11. II型 (采: 4) 14~16. VII型 (采: 11、M14; 1、M24; 1) (6、7为1/8, 余均为1/6)

第5図 査李巴遺跡



2号墓出土鍍金帶金具（金帶飾99点、銀鐲1点、小銀環1点、瑪瑙玉2点、鍍金銅盤1点など）



銀壺

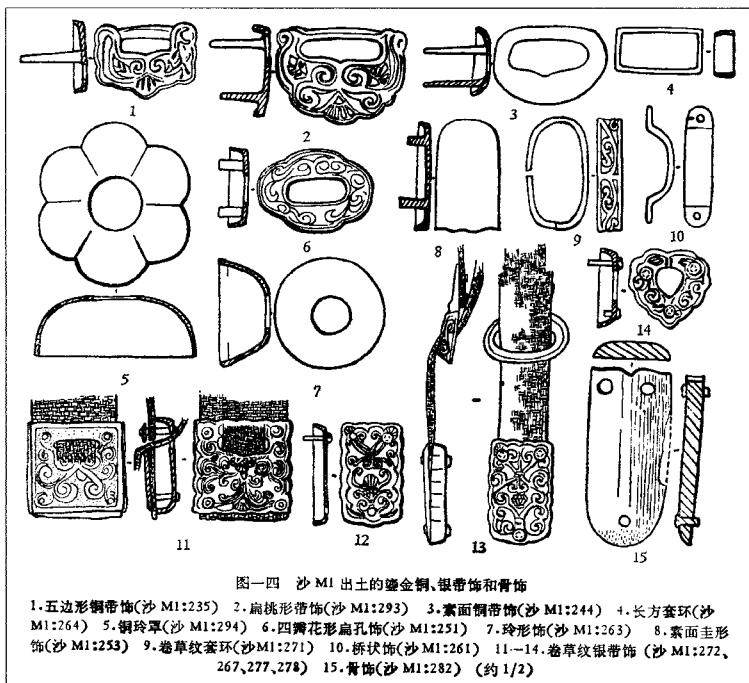


鍍金銀盤

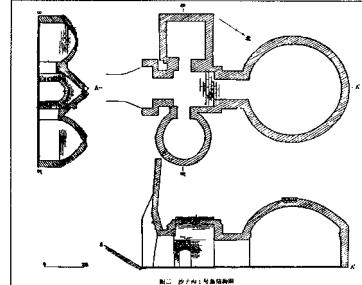


銀杯

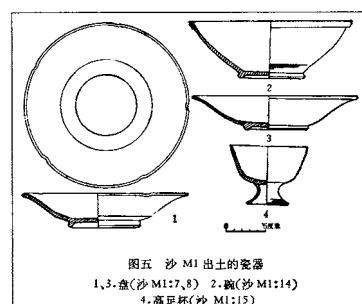
1号墓出土金銀器（銀壺2点、銀盤、銀杯、銀勺各1点）



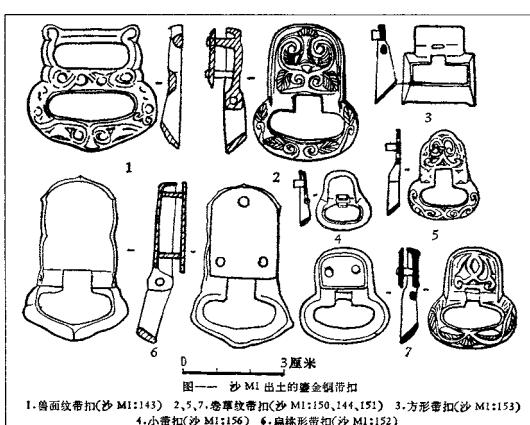
帶金具



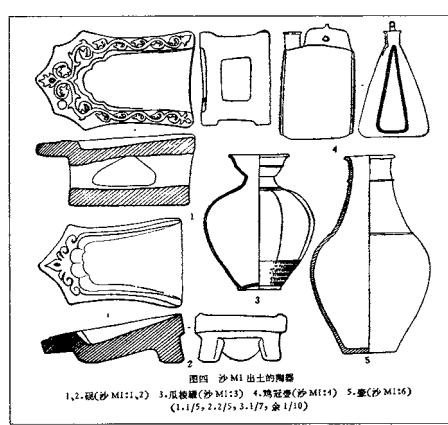
墓室



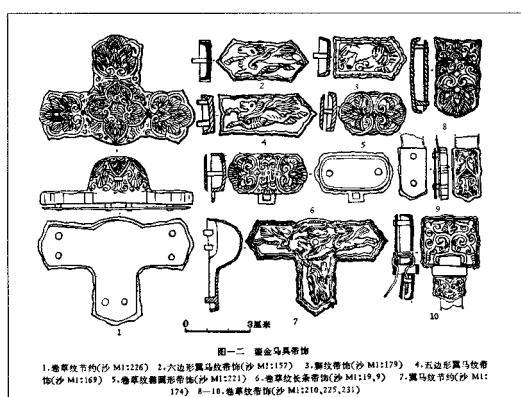
白磁



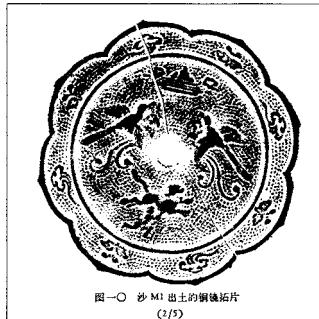
銚具



風字硯と土器

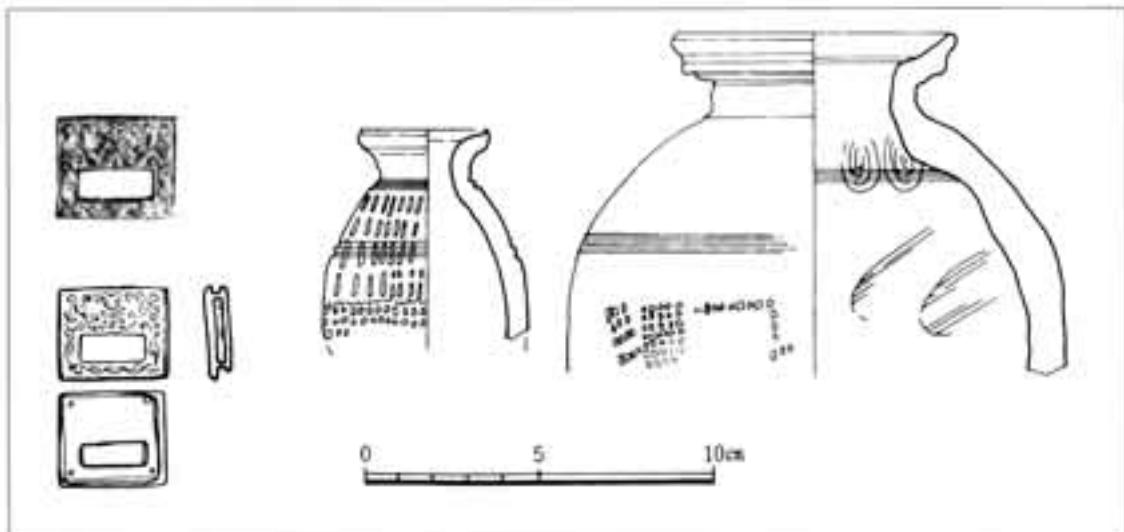


馬具



鏡

第6図 敦漢旗沙子沟遼墓



第7図 龍漂洞遺跡出土の帶金具と土器

出されず、多量の土器と鉄鎌、釘などの鉄器、ガラス玉、佐波理製匙等と共に金銅製帶金具、鉄製帶金具が出土している。報告書に掲載されている写真と実測図によると、金銅製帶金具は $28 \times 34\text{cm}$ の大きさで、表面には花文と唐草文が配されている。この帶金具の座金にも方形透し穴が空いている。宋基豪ソウル大学校教授からは、この資料がアマルガム法により鍍金されており、漆による金箔張りではないとのご教示を得ている。この遺跡は、9世紀頃（統一新羅）の祭祀遺跡と報告されている。本資料の存在は、韓国国立全州博物館の金在弘氏のご教示により知ることができた。

文献：済州大学校博物館調査報告『済州市龍潭洞遺跡』済州大学校博物館・済州市1993年

（2）帶金具の製作地について

成 分 先に日本列島古代の錫について考古資料や文献資料をもとに検討したが、8・9世紀代の畿内では錫が希少金属でアンチモンやヒ素を代用金属として使用していたことが明らかになった。畝田ナベタ遺跡から出土した帶金具の地金成分に錫が多く含まれ、アンチモンが含まれていないことは、これまでの検討結果を基に考えると国外で製作された可能性が高いと考えられる。

文 様 花文の左右に唐草文を配した文様を持つ帶金具は、西安など中原では類例を見いだすことができなかった。一方、内蒙古自治区や吉林省では8世紀代の墳墓から類似した文様の帶金具が出土している。また、ロシア沿海地方南部のクラスキノ土城からも9～10世紀初頭と思われる同系譜の文様を持つ帶金具が出土している。この文様を持つ帶金具の類例が増加するのは、10～12世紀の遼代である。

以上の傾向から、畝田ナベタ遺跡と共通する文様を持つ帶金具は8世紀代の渤海ないし契丹で製作が始まり、926年に渤海が滅亡した後には遼で盛行したようである。済州島龍潭洞遺跡の帶金具は、以上に検討した帶金具の分布地域から離れた存在であり、今後に検討を要する資料である。ちなみに、統一新羅の帶金具で文様を持つ資料は龍潭洞遺跡が管見に入った唯一の事例である。宋基豪氏の教示によると、高麗にはいると文様を持つ帶金具が増加するようである。

畝田ナベタ遺跡の帶金具と共に文様が、内蒙古敖漢旗（契丹・遼の領域）や吉林省永吉県（渤海の領域）で8世紀代に出土していることから、この種の文様を持つ帶金具の製作に契丹もしくは渤海がかかわっていたものと思われる。

帶金具の変遷 7～9世紀の北東アジアでは、日本・新羅・渤海など唐の周辺諸国が律令に代表される唐の諸制度を導入して体制の整備を図っていた。帶金具も律令に基づく身分表示具として周辺諸国が導入しており、日本でも位階に従って大きさや金メッキなど装飾の有無が規定されていた。同様の制度は新羅や渤海でも行われていたと推定でき、基本的には唐とおなじように、官僚は無文で貴族や王族は金銀を素材とした帶金具を身分表示具として着装していた。ちなみに、渤海の遣唐使が王族の場合は、唐の皇帝から位階と共に金銀の帶金具が贈られている。

日本では帶金具の出土例が9世前半頃から減少し、10世紀には素材が石帯へ変化している。中国における帶金具から石帯への変化は、おそらく晚唐から五代にかけてはじまり、遼代に事例が増加して金代に盛行している。日本の石帯も、北東アジア諸国の身分表示具の変化に伴って使用が始まったものと思われる。いずれにしても、唐の周辺地域では8世紀末から9世紀前半には身分表示具としての帶金具の規範が曖昧になり、吉林省査里巴遺跡や内蒙自治区李家营子遺跡の事例に見るように渤海や契丹では有文鍍金の帶金具が貴族・王族層に限らず使用されるようになったものと思われる。おそらく、地方の部族長やその一族など、地域の有力集団がこの種の鍍金帶金具を着装し始めたのではないだろうか。10世紀初頭には鍍金を伴わない有文帶金具がクラスキノ土城などで出土しており、この頃には文様が身分表示の要素ではなくなっていたようである。畠田ナベタ遺跡の帶金具は9世紀前半から中頃の土器と共に伴しており、渤海や契丹が独自様式の帶金具を製作していた時期の資料となる可能性が高い。

(3) 今後の課題

花文の両側に唐草文を持つ帶金具の分布から、畠田ナベタ遺跡の帶金具が契丹と渤海を含む中国東北地方で製作された可能性が高いことを論じてきた。しかし、これまでの検討では漆使用の技術系譜については、まったく触れることができなかった。これまで調べた範囲では、銅地金に漆で金箔を貼り文様の窪みに装飾的に黒漆を配した帶金具の類例は見つけることができなかった。渤海の出土品で漆を使った資料は、吉林省永吉県大海猛遺跡出土の帶金具の表面に漆状の付着物があったのを見たくらいで、確実に漆を使用した事例は未確認である。また、契丹や遼における漆の使用例については資料の検討を進めているが、現在のところ未確認である。畠田ナベタ遺跡の帶金具が契丹または渤海で製作されたとする場合、なぜ鍍金ではなく漆で金箔を貼ったのか、また、黒漆を装飾的に用いた技術系譜をどう考えるのかなど、疑問点が山積している。畠田ナベタ遺跡の帶金具の製作技法とその起源を解明するには、中国東北地方だけでなく8～9世紀における北東アジア全域で、漆を金箔で貼り、その上をさらに黒漆で装飾した金属器の事例を集成して検討を進める必要があると考えている。

776(宝亀7)年に越前国加賀郡に渡來した史都蒙を大使とする渤海使節は、朝廷から「黄金小一百両、水銀大一百両、金漆一缶、漆一缶、海石榴油一缶、水精念珠四貢、檳榔樹扇十枚」を贈られている(『続日本紀』)。来日した渤海使節は、絹織物などの纖維製品を得て帰るのが一般的だったが、史都蒙の場合は工芸材料を持ち帰っている。これらの工芸材料は、渤海の宮廷工房で使用されたものと思われる。この記録から、渤海では工芸品の制作のために、漆など自國で産出しない材料を周辺国家や民族との交易で入手していたことが推測できる。

畠田ナベタ遺跡の性格については、発掘した建物群を時期別や主軸別に整理して、建物群の変遷を明らかにする中で考察する必要があり、これらの作業が未整理の現段階で見通しを述べるのは難しいが、今年度に検出した東西棟を含む大型建物群が集中している地区が遺跡の中核と思われる。これまで遺跡の性格については、平安時代の港湾跡と推定されている戸水C遺跡に近く、多数の建物が計

画的に配置されていることなどから、加賀国府または加賀郡家が管理する物資集散地の可能性があると説明してきた。

契丹や渤海を含む中国東北部で製作された可能性が高い帯金具の出土は、畠田ナベタ遺跡の性格を巡る議論に外国使節との応接場所という視点が必要なことを物語っている。畠田ナベタ遺跡は加賀国加賀郡に含まれており、この地域は渤海使節が来着する場所だった。渤海は日本へ34回の使節を派遣しており、そのうち来着地が判明しているのは29例ある。その内訳は、出羽6回、北陸12回（佐渡1回、能登3回、加賀4回、越前3回、若狭1回）、山陰9回（但馬1回、伯耆2回、隱岐3回、出雲3回）、長門1回、対馬1回である。859（天安3）年に能登国珠洲郡へ来着した烏孝慎が加賀に安置されており、北陸では加賀が主要な来着・安置場所だったことが窺われる。加賀に来着した渤海使節は、「便処」に安置されている。「便処」については、外国使節の滞在に供するため郡家関連施設などを臨時に便宜的に使用した施設と考えてきた。しかし、『大漢和辞典』などを参照すると休憩場所として「便殿」などの施設名が挙げられており、「便処」にも使節が休憩する場所という意味が付随していた可能性がある。これまで、「便処」の便という字義から臨時施設という印象を持っていたが、郡家や国府の関連施設などの公的施設に外国使節を安置する「便殿」と理解すべきではないのだろうか。畠田ナベタ遺跡の性格については、「便処」の可能性も含めて検討を進める必要がある。

畠田ナベタ遺跡の帯金具は一辺が2cmに満たない小さな資料だが、その背景には9世紀頃から唐を頂点とする国際秩序が崩壊しつつあるなかで自立性を強めつつあった契丹と渤海や、律令体制が終焉を迎つつあった日本など東アジア諸国の歴史が広がっている。冒頭にも述べたように、この小文は畠田ナベタ遺跡で出土した帯金具に関する現段階での問題点を整理したものである。これから、報告書の作成に向けてさらに検討を進めて行かねばならないが、本文がきっかけとなって多くの先学や機関からご教示やご叱正をいただければ幸いである。末尾ではあるが、畠田ナベタ遺跡の帯金具の成分分析や検討について独立行政法人奈良文化財研究所のご協力とご指導を得たほか、下記の先生から多くのご教示を得たことにたいし心から感謝の意を表して本稿を終わりたい。（小嶋芳孝）

龜田修一（岡山理科大学）、菅谷文則（滋賀県立大学）、蘇哲（金城大学）、西谷正（九州大学）、金在弘（韓国国立全州博物館）、宋基豪（ソウル大学校）、王培新（吉林大学）、蓋立新（黒龍江省文化庁）、谷飛（中国社会科学院考古研究所）、ボルディン、イヴリエフ、ニキーチン（ロシア科学アカデミー極東支部歴史学考古学民族学研究所）



遺跡周辺遠景（北から）



歓田ナベタ遺跡全景（南から）